

保護シール付きの詐欺ハガキに注意！

県内において、「総合消費料金に関する訴訟最終告知」などと題するハガキを送りつけ、**お金をだまし取ろうとする**詐欺が多発しています。

このハガキの裏面には**保護シール**が貼られており、シールを剥がすと

○契約不履行があり、民事訴訟として訴状が出ている

○連絡がない場合は、訴訟を開始し、給料や財産を差し押さえる

などと記載されています。

記載された電話番号へ連絡すると、**訴訟の取り下げ費用などを請求**され、コンビニの電子マネーや収納代行サービスで支払うように要求されます。

これは、**従来の詐欺ハガキに保護シールを貼付した新しい手口**になりますので、ご注意ください。

★だまされないために★

- ・法務省から「支払督促」や「少額訴訟の呼出状」がハガキや普通郵便で送られてくることはありません。
- ・ハガキなどに記載された電話番号に連絡しないでください。
- ・迷ったら一人で判断せず、誰かに相談しましょう。

なくそう特殊詐欺被害！

アンダー5 作戦展開中！！

広島県警察本部

生活安全総務課特殊詐欺抑止係

082-228-0110

情報提供：広島県警